

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税手当)</p> <p>第3条 徴税手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) <u>広域振興局経営企画部又は県税部に勤務し、県税の賦課徴収に関する業務に従事する職員</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(と畜検査手当)</p> <p>第4条の2 と畜検査手当は、<u>保健所又は食肉衛生検査所に勤務すると畜検査員が、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づいて行う検査の作業に従事したときに、支給する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(放射線取扱手当)</p> <p>第5条 放射線取扱手当は、<u>保健所又は生物工学研究所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、<u>環境生活部廃棄物特別対策室、広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事した</u></p>	<p>(徴税手当)</p> <p>第3条 徴税手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1) <u>県税の賦課徴収に関する業務に従事する職員（次号の機関に勤務する職員を除く。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(と畜検査手当)</p> <p>第4条の2 と畜検査手当は、と畜検査員が、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づいて行う検査の作業に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(放射線取扱手当)</p> <p>第5条 放射線取扱手当は、職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第5条の2 環境衛生検査等業務手当は、<u>環境衛生指導員その他人事委員会</u>が定める職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。</p>

ときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(社会福祉業務手当)

第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。

(1) 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき専らその業務に従事する職員及び当該職員を指導監督する業務に専ら従事する職員

(2) 福祉総合相談センター、児童相談所又は杜陵学園に勤務し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）の規定に基づき援護、育成又は更生の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う相談、調査、判定又は指導の業務に専ら従事する職員

(3) 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第1号に掲げる職員を除く。）

2 前項の手当の額は、同項第1号又は第2号に掲げる職員にあっては勤務1月につき12,800円の範囲内で、同項第3号に掲げる職員にあっては勤務1日につき610円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(社会福祉業務手当)

第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。

(1) 広域振興局に勤務し、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき専らその業務に従事する職員及び当該職員を指導監督する業務に専ら従事する職員

(2) 福祉総合相談センターに勤務し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づき援護又は更生の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う相談、調査、判定又は指導の業務に専ら従事する職員

(3) 福祉総合相談センター、児童相談所又は杜陵学園に勤務し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき育成の措置を要する者等に面接して行う相談、調査、判定又は指導の業務に専ら従事する職員

(4) 広域振興局に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（第1号に掲げる職員を除く。）

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で人事委員会の定める額とする。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる職員（同号にあっては、杜陵学園に勤務する職員に限る。） 勤務1月につき12,800円

(精神保健福祉業務手当)

第7条 精神保健福祉業務手当は、保健福祉部障がい保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときは、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(有害物取扱手当)

第8条 有害物取扱手当は、保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、環境保健研究センター、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター、県民生活センター、産業技術短期大学校、高等技術専門校、農業大学校、農業改良普及センター、県立の高等学校又は総合教育センターに勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項第3号から第5号までに掲げる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

(公害防止等業務手当)

第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

(1)～(8) [略]

2 [略]

(看護師養成指導手当)

第8条の4 看護師養成指導手当は、高等看護学院に勤務し、専ら看護師の

(2) 前項第3号に掲げる職員（杜陵学園に勤務する職員を除く。）勤務1月につき20,000円

(3) 前項第4号に掲げる職員 勤務1日につき610円

(精神保健福祉業務手当)

第7条 精神保健福祉業務手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(有害物取扱手当)

第8条 有害物取扱手当は、職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第1項第3号から第5号までに掲げる業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

(公害防止等業務手当)

第8条の3 公害防止等業務手当は、職員が、公害の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

(1)～(8) [略]

2 [略]

(看護師養成指導手当)

第8条の4 看護師養成指導手当は、専ら看護師の養成指導に従事する看護

養成指導に従事する看護師に対して、支給する。

2 [略]

(爆発物取締業務手当)

第9条の5 爆発物取締業務手当は、総務部総合防災室、商工労働観光部商工企画室若しくは広域振興局経営企画部若しくは総務部に勤務する職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(犯則取締等手当)

第9条の6 犯則取締等手当は、総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部、漁業取締事務所又は東京事務所に勤務する職員（広域振興局経営企画部又は県税部に勤務する職員にあつては、第21条第2項本文に規定する職員に限る。）が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(消防訓練指導手当)

第9条の7 消防訓練指導手当は、消防学校に勤務する職員が、救助訓練、火災防ぎょ訓練等で人事委員会の定める業務の指導に従事したときに、支給する。

2 [略]

(職業訓練指導手当)

第9条の9 職業訓練指導手当は、産業技術短期大学校又は高等技術専門校に勤務し、職業訓練に関する事務に従事する職業訓練指導員に対して、支給する。

2 [略]

(種雄牛馬等取扱手当)

第9条の11 種雄牛馬等取扱手当は、家畜保健衛生所、農業研究センター又

師に対して、支給する。

2 [略]

(爆発物取締業務手当)

第9条の5 爆発物取締業務手当は、職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(犯則取締等手当)

第9条の6 犯則取締等手当は、職員（第1号に掲げる業務に従事する職員にあつては、人事委員会が定める者に限る。）が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(消防訓練指導手当)

第9条の7 消防訓練指導手当は、職員が、救助訓練、火災防ぎょ訓練等で人事委員会の定める業務の指導に従事したときに、支給する。

2 [略]

(職業訓練指導手当)

第9条の9 職業訓練指導手当は、職業訓練に関する事務に従事する職業訓練指導員に対して、支給する。

2 [略]

(種雄牛馬等取扱手当)

第9条の11 種雄牛馬等取扱手当は、職員が、種雄の牛、馬又は豚（以下「

は農業大学校に勤務する職員が、種雄の牛、馬又は豚（以下「種雄牛馬等」という。）の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

（家畜保健衛生業務手当）

第9条の12 家畜保健衛生業務手当は、広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務し、家畜保健衛生業務に従事する職員のうち人事委員会が定める者に対して、支給する。

2 [略]

（用地交渉等手当）

第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室若しくは生涯学習文化財課又は警察本部会計課に勤務する職員が、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（高所作業手当）

第9条の14 高所作業手当は、総務部管財課、農林水産部森林保全課、県土整備部建築住宅課、広域振興局保健福祉環境部、農政部、林務部、農林部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、環境保健研究センター、花巻空港事務所若しくは教育委員会事務局教育企画室に勤務する職員又は警察職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

種雄牛馬等」という。）の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛馬等を御する作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

（家畜保健衛生業務手当）

第9条の12 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生業務に従事する職員のうち人事委員会が定める者に対して、支給する。

2 [略]

（用地交渉等手当）

第9条の13 用地交渉等手当は、職員が、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（高所作業手当）

第9条の14 高所作業手当は、職員又は警察職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

(坑内作業手当)

第9条の15 坑内作業手当は、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(深所作業手当)

第9条の16 深所作業手当は、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(災害応急作業等手当)

第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 農林水産部、県土整備部、広域振興局農政部、林務部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(道路上作業手当)

第9条の19 道路上作業手当は、広域振興局土木部に勤務する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

附 則

1～16 [略]

(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)

(坑内作業手当)

第9条の15 坑内作業手当は、職員が、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(深所作業手当)

第9条の16 深所作業手当は、職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

(災害応急作業等手当)

第9条の17 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 人事委員会の定める機関に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したとき。

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(道路上作業手当)

第9条の19 道路上作業手当は、人事委員会の定める機関に勤務する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに、支給する。

2 [略]

附 則

1～16 [略]

(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)

17 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者その他人事委員会が定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。

18 [略]

17 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者その他人事委員会が定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として人事委員会が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。

18 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。